



国土交通省近畿地方整備局

Kinki Regional Development Bureau

Ministry of Land Infrastructure, Transport and Tourism

近畿地方整備局 京都国道事務所 福知山河川国道事務所	配布日時	平成26年12月19日 14時00分
資料配布		

件名	～官民連携した災害体制の強化～ 迅速な災害対応や道路啓開に向け、大規模災害時等の協力協定の締結。 (京都府建設業協会と京都国道事務所及び福知山河川国道事務所が緊急災害対応に関する協定締結。)
----	--

概要	○国土交通省京都国道事務所と福知山河川国道事務所は、京都府建設業協会と、大規模災害時等の災害対応や道路啓開が、迅速に図られるように協力協定を締結します。 ○同協定には、平成26年11月の災害対策基本法の改正により、災害発生時には道路管理者が放置車両等の移動が可能となったことから、近畿で初めて、車両移動等に関する内容を含めた協定となっています。 ○下記のとおり、協定締結式を実施しますので、お知らせします。 日時：平成26年12月22日(月)15時00分～ 場所：京都国道事務所(5F)第二・第三会議室
----	--

取扱い	—
-----	---

配布場所	京都府政記者室、京都市政記者クラブ、福知山市政記者クラブ、舞鶴市記者会、宮津市政記者クラブ、綾部新聞記者クラブ、亀岡市政記者クラブ、京丹波町
------	--

問合せ先	国土交通省 近畿地方整備局 京都国道事務所 TEL 075-351-3300 (代表) 副所長 富永 安弘 (内線205) 管理第二課長 松下 幸男 (内線441) 福知山河川国道事務所 TEL 0773-22-5104 (代表) 副所長 竹中 一滋 (内線204) 副所長 竹内 勇喜 (内線205)
------	---

- 大規模地震や記録的大雪などによる災害発生時に、道路管理者が迅速に 道路啓開作業を行えるように、平成 26 年 11 月に「災害対策基本法」が改正されました。
- 今回の法改正により、大規模災害の道路啓開にあたって、支障となる車両の撤去が可能となったため、道路管理者が迅速に災害対応を行うためには、地域の建設業者等の民間事業者との協力が不可欠であり、今回、京都府建設業協会と協定を締結することとなりました。
- 京都府域の直轄国道は、京都府北部と南部で、福知山河川国道事務所と京都国道事務所で管理しており、それぞれ、京都府建設業協会と災害協定を締結し、京都府域の直轄国道の全域をカバーするものです。
- 由良川の直轄管理区間については、福知山河川国道事務所で管理しており、併せて協定の対象としています。
- 今回の災害協定締結により、大規模災害発生時の迅速な災害対応や道路啓開作業が、期待されます。

